省　令

○総務省令第四十四号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二十九条第三項の規定に基づき、及び同項を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十八日

総務大臣　高市　早苗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 ［１・２　略］ （新型コロナウイルス感染症に起因して生じた事態に対応するための特例） ３　経営委員会は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項の政令で定める日までの間、同項に規定する新型コロナウイルス感染症に起因する事情により、法第六十四条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準の変更（受信契約者の負担を軽減するためのものに限る。）を議決しようとする場合であつて、公益上、緊急に議決する必要があるため、第十八条第二項の規定による手続を実施することが困難であるときには、当該手続を要しない。この場合において、経営委員会は、当該手続を実施しないで議決したときには、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。 一　議決した事項の題名 二　第十八条第二項の規定による手続を実施しなかつた旨及びその理由 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	**附　則** ［１・２　同上］ ［新設］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十五号

保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）第五条第四項の規定に基づき、保護司の選考に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十八日

法務大臣　三好　雅子

保護司の選考に関する規則の一部を改正する省令

保護司の選考に関する規則（平成十三年法務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第七条　［略］ （会議の開催が困難である場合の特例） **第七条の二**　会長は、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により第五条の会議の開催が困難であると認められる場合には、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により、選考会の議事について意見を求めることをもって同条の会議の開催に代えることができる。 ２　前項の場合において、委員の過半数から書面又はこれに代わる電磁的記録により意見の提出があったときは、第六条の規定にかかわらず、選考会の議事は、意見を提出した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 ３　前項の議事についての前条の規定の適用については、同条中「出席した会長及び委員二人以上」とあるのは「会長」とする。 備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	**第七条**　［同上］ ［条を加える。］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。